

審 査 基 準

令和6年9月5日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第99条第1項
処 分 の 概 要：指定自動車教習所の指定
原権者(委任先)：埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第99条（指定自動車教習所の指定）、第99条の2（技能検定員）、第99条の3（教習指導員） 道路交通法施行令第35条（指定自動車教習所の指定の基準） 道路交通法施行規則第32条（コースの種類、形状及び構造の基準）、第33条（教習の時間及び方法）、第34条の3（指定前における教習の基準）、第34条の4（指定前における教習を修了した者に対する技能試験） 技能検定員審査等に関する規則第6条（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第14条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定） 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第1条（教習の科目の基準の細目）、第2条（教習時間の基準の細目）、第3条（教習方法の基準の細目）、第4条（教習方法の基準の細目）、第5条（指定前における教習の基準の細目）
審 査 基 準：指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30日（行政庁の休日を含まない。）
申 請 先：埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転免許課 教習所係（電話048—543—2001）
備 考：